

以下の翻訳は情報目的のみで提供されます。本翻訳版と英語版の間に差異、不一致、矛盾が存在する場合、(特に翻訳による遅れもあり)英語版が優先します。

AWS ELEMENTAL エンドユーザライセンス契約書

最終更新日: 2020年10月23日

本AWS ELEMENTAL エンドユーザライセンス契約(「EULA」)は、お客様とELEMENTAL TECHNOLOGIES LLC(「当社」)との間で締結され、当社がお客様に提供するあらゆるソフトウェア(あらゆる SDK、ライブラリ、ユーティリティ、ツール、アップグレード、更新版、パッチ、モジュール、オリジナルソフトウェアを交換または補足するソフトウェアの機能強化および追加バージョン、付随マニュアル、コンフィギュレーション、操作説明書ならびにドキュメンテーション(以下に定義します。))とあわせて、「本ソフトウェア」をお客様が使用される際に適用されます。お客様は、本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用した場合には、EULA を受諾し、これに拘束されることに同意いただいたこととなります。お客様は、事業体の代理人である場合、当該事業体を代理して EULA を締結する権限を有することを表明し、これを保証するものとします。当該権限がない場合、お客様は、自らの本ソフトウェアの使用について全責任を負うものとします。EULA の条件を受諾いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアをインストール、アクセス、ダウンロードその他使用することはできません。

1. **ライセンス** お客様がEULAを遵守することを条件として、当社は、お客様に対し、当社またはその正規代理店がお客様に発行する販売見積書(「販売見積書」)に定める期間(無期限の場合もあります。)(「加入期間」)において、当該見積書に定める特定のコンフィギュレーションにより、もっぱら(a)当社がお客様に販売するコンピュータハードウェアサーバ、または(b)当社が(ドキュメンテーションの定めに従い)保証する第三者ブランドのハードウェアのいずれかにおいて、お客様が社内業務目的で本ソフトウェア(オブジェクトコード形式に限ります。)をダウンロード、インストール、アクセスおよび使用する、個人的、限定的、非独占的、譲渡不能、サブライセンス不能、取消可能かつ無償の全世界的ライセンスを付与します。お客様は、お客様にサービスを提供する目的のためだけに、自身の請負業者(それぞれ、「許可された第三者」)にソフトウェアを使用することを許可できます。ただしその場合の使用は、EULAに遵守することが条件となります。お客様は、いずれかの許可された第三者がEULAに違反した場合には、お客様がその責任を取ることに同意するものとします。

2. 制限

2.1 **法令遵守** お客様は、(a)当社が、本ソフトウェアに関連してお客様に提供またはお客様の利用に供する本ソフトウェアの仕様書、ユーザガイド、セキュリティベストプラクティスおよびポリシー、その他ドキュメンテーション(「ドキュメンテーション」)に記載される全ての指示および要件、ならびに(b)お客様が本ソフトウェアを使用する際に適用される全ての現地、州、国内および国際法令(随時行われる各々の変更を含みます。)(「適用法令」)を遵守することに同意するものとします。

- 2.2 **制限** EULAにおいて明示的に許可される場合を除き、お客様は、(a) 本ソフトウェアの一部をお客様自身のプログラムに組み込み、またはこれをお客様自身のプログラムと組み合わせてコンパイルしないこと、(b) 本ソフトウェアを販売、再販売、賃貸、リース、無償貸与、貸付または頒布し、そのサービス提供機関またはマネージドサービスとして行為し、本ソフトウェアを公開、変更もしくはサブライセンスしないこと、その他本ソフトウェアの権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡しないこと、(c) 本ソフトウェアを変更、改変、改ざん、修理しその他その派生物を作成しないこと、(d) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、分解または逆コンパイルしないこと、本ソフトウェアに含まれるソフトウェアのソースコードを得るため、または本ソフトウェアの仕組みや動作方法を確認するもしくはこれを試みるためにその他プロセスもしくは手順を適用しないこと、(e) 第三者の知的財産権もしくは所有権を侵害しもしくは不正使用するコンテンツを処理し、送信しその他提供するために、または適切なライセンス、許可もしくは認可(適用法令により要求される場合を含みます。)なく本ソフトウェアを使用しないこと、(f) 本ソフトウェアを使用して、その機能を複製する、または本ソフトウェアとの交換を目的とした別のソフトウェアを作成することを他人に奨励し、援助しまたは許可しないこと、(g) AWS Elementalが本ソフトウェア用に提供したソフトウェアライセンスキー(「キー」)をそのキーが発行された製品以外の製品に使用しないこと、(h) 本ソフトウェアの使用、コピー、またはアクセスを防止、制限、または管理するためのキーまたはその他の技術的機構もしくは手段を無効化もしくは回避せず、あるいは無効化もしくは回避を試みないこととし、また、今後も当該行為を行わないものとします。お客様は、本ソフトウェアと組み合わせられた場合に、当社が当該ソフトウェアの全部もしくは一部の第三者への開示、ライセンスの付与、頒布その他提供をしなければならないライセンスもしくは制限(オープンソースソフトウェアライセンスなど)の対象となるソフトウェアその他資料とともに本ソフトウェアを使用しないものとし、また、他人に本ソフトウェアを変更する権利を付与しないものとします。本ソフトウェアに関する著作権、特許、商標その他所有権もしくは帰属通知を削除し、変更または隠してはなりません。本ソフトウェアのコピーはバックアップ目的にのみ認められるものとし、バックアップコピーである旨の印を付さなければなりません。お客様は、当社の書面(電子メールで結構です。)による明示の承諾のある場合を除き、ドキュメンテーションの写しを作成することはできません。
- 2.3 お客様は、当社によるEULAの遵守状況を確認するために必要な正確な記録を維持することに同意するものとします。当社の要求に応じて、12ヵ月に一度を限度として、お客様は当該記録を当社に提出し、お客様がEULAを遵守していることを証明することに同意するものとします。当社またはその独立した第三者会計士は、お客様によるEULAおよび注文書の遵守状況を確認するために必要な範囲内において、EULA、およびお客様による本ソフトウェアへのアクセス、使用および展開にかかる帳簿および記録を検査し、監査することができるものとします。
- 2.4 お客様は、許可された第三者または関係会社(それぞれ「代理所有者」)を除く第三者に、キーを頒布せずキーへのアクセスを提供しないこととします。当社は代理所有者のキーへのアクセスが、セキュリティリスクをもたらす、不正なものである、あるいは当社もしくはその関係会社または第三者に賠償責任を負わせる可能性があるかと判断した場合、いつでもかかるアクセスを留保または終了する単独の権利を有します。当社および

びその関係会社はお客様のキーの不正な頒布または共有に責任を負わないことにお客様は同意するものとします。

3. 権利の留保 本ソフトウェアの所有権は、当社、その関係会社およびライセンサーに帰属しています。本ソフトウェアの構成、組織およびコードは、当社の価値ある営業秘密であるとともに、当社の秘密情報です。お客様は、全ての工業所有権および知的財産権（経済的利用権の独占権を含みます。）、著作権、営業秘密および特許権を含む、本ソフトウェアおよびその全てのコピーの権原が、当社、その関係会社およびライセンサーに帰属することを確認し、これに同意するものとします。本ソフトウェアは、著作権関連法および国際条約の規定を含みますが、これらに限定されない適用法令により保護されています。EULAに基づきお客様に明示的に付与された権利を除き、本ソフトウェアの全ての権利、権原および権益は、当社、その関係会社またはライセンサーが留保し、保持するものとします。お客様は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、アクセスまたは使用しても、本ソフトウェアのいずれの知的財産権その他権利を取得することはありません。

4. 提案 お客様が、当社またはその関係会社に提案を行った場合、当社およびその関係会社は、当該提案を無制限に使用することができます。EULAにおいて、「提案」には、お客様が当社またはその関係会社に提供した全ての本ソフトウェアの改良点が含まれます。

5. サードパーティソフトウェアおよび通知

5.1 サードパーティソフトウェア 本ソフトウェアには第三者またはそのライセンサーのいずれかによって開発、所有、または提供されるソフトウェア（オープンソースソフトウェアなど）が含まれます（「サードパーティソフトウェア」）。サードパーティソフトウェアの使用は、製品または本ソフトウェアの該当するコンポーネントとともに当社により配布されるライセンス、通知、リードミー（Readme）ファイル、その他ファイルまたは通知の定めに従い、別個のライセンスに準拠することがあります。サードパーティソフトウェアに関するお客様のライセンス権は、該当するサードパーティソフトウェアライセンスに定義されており、EULAのいずれの定めも、お客様の有する権利義務、または当該サードパーティソフトウェアライセンスに基づきお客様に適用される条件を限定し、制限しその他これに影響を及ぼすことはありません。お客様は、該当する各サードパーティソフトウェアライセンスの条件に拘束され、その適用を受けることに同意するものとします。該当する各サードパーティソフトウェアライセンスの条件に拘束され、その適用を受けることに同意いただけない場合には、お客様は、自ら所有または管理する本ソフトウェアの全てのコピーをアンインストールして破棄した上、EULAを解除しなければなりません。サードパーティソフトウェアのライセンサーから取得した当社の権利が、理由の如何を問わず制限、停止されまたは終了した場合、お客様の権利も同様に制限、停止されまたは終了するものとします。ソフトウェアを使用して作成されたファイルの配布には、特定のサードパーティ製オーディオまたはビデオフォーマットの所有者またはライセンサーなどの第三者からのライセンスの取得が必要となる場合があります。お客様はかかるライセンスを取得し、必要なロイヤリティまたは料金を支払う全面的な責任を負うものとします。

5.2 **通知** 本ソフトウェアには、当社がOmneon, Inc. からライセンスを受けたコンポーネントが含まれることがあります。複数のシステム間においてファイルを転送するためにOmneonコンテナフォーマットを生成する目的で本ソフトウェアを使用している場合、送信元または送信先の少なくとも1つは、Omneon製品（Omneon Spectrum、MediaDeck、MediaGridその他Omneon販売製品）でなければなりません。Omneonコンテナフォーマットを使用して複数のサードパーティデバイス間においてファイルを転送する場合であって、機器にOmneon製品が組み込まれていない場合、お客様は、各暦四半期末から15日以内に当該新たな機器の数を当社に報告することに同意するものとします。当社は、お客様に送付した請求書に定める条件に従い支払うべき、機器あたり50,000ドルのライセンス料をお客様に請求することができます。

6. **契約期間および解除** EULAの有効期間は、加入期間（お客様の注文にかかる販売見積書に定めます。）が開始したときから、これが満了したとき（該当する場合）またはEULAがその条件に基づき解除されたときのいずれか早く到来したときまでとします。お客様は、自ら所有または管理する本ソフトウェアの全てのコピーをアンインストールし、破棄した上、いつでもEULAを解除することができます。お客様がEULAの重大な違反を犯し、当社がお客様に書面による通知を行ってから10日以内に当該違反を是正しない場合、当社はEULAを解除することができます。EULA（EULAに基づきお客様に付与された権利を含みます。）は、(a)お客様が、本ソフトウェアの適時の支払を怠ったとき、(b)お客様が必要なセキュリティその他更新の実施を怠ったとき、または(c)お客様が、EULA第1条乃至第3条、第5条、第6条、第10.2条(l)～(n)または第10.2条(q)に違反し、もしくは、お客様の知的財産権その他所有権が侵害されたとして、当社もしくはその関係会社に訴訟を提起した場合には、当社からの通知なく、直ちにかつ自動的に解除されるものとします。EULAが解除された場合、お客様は、本ソフトウェアへの全てのアクセスおよびその使用を中止し、本ソフトウェアがインストールされている全てのコンピュータおよびサーバから本ソフトウェアをアンインストールし、満了日または解除日から5日以内に、本ソフトウェアの全てのコピーを当社に返還（または当社の指示に従い当該資料を破棄）しなければなりません。

7. 保証、免責事項

7.1 **限定性能保証** 当社のお客様に対し、本ソフトウェアは、当社のドキュメンテーションに記載する使用説明に従いインストールおよび操作を行った場合は、お客様が最初にアクセスしたときから60暦日間、重要な点において当該ドキュメンテーションに従い機能することを保証します。この限定保証の違反が生じた場合お客様が利用することのできる唯一かつ排他的救済は、欠陥があると主張される本ソフトウェアを当社に返品し、当社がこれを修理または交換すること（当社の独自の選択および裁量によります。）です。この限定保証は譲渡不能であり、お客様もしくはその代理人が無断で行った本ソフトウェアの変更、お客様もしくはその代理人による不正使用、誤用もしくは過失行為、お客様もしくはその代理人によるインターフェースもしくは本ソフトウェアとインターフェースしているソフトウェアもしくはハードウェアの変更、またはお客様もしくはその代理人がドキュメンテーションに定める当社のインストール、コンフィギュレーション、使用もしくは操作の説明に従わなかったこと（例えば、セキュリティを目的として、または適用法令の要求に従い、当社が随時要求する更

新版をインストールしないことを含みます。)に起因して生じた損害、瑕疵、不具合または故障は、この限定保証の対象となりません。当社は、サービスプランに従い前記の保証サービスを提供します。

7.2 **免責事項** 第7.1条に明示の定めのある場合を除き、本ソフトウェアは、あらゆる欠陥のある状態で、かつ、一切の保証を提供することなく、お客様に「現状有姿」で引き渡します。これにもかかわらず、HEVCコーデックを含みますが、これに限定されないサードパーティソフトウェアは、明示または黙示の保証を一切提供することなく、「現状有姿」でお客様に提供します。当社およびそのライセンサー、ならびにそれぞれの関係会社およびサプライヤー(総称して「免責当事者」)は、商品性、特定目的への適合性、正確性、平穩享有および侵害の不存在の黙示の保証、ならびに実際のまたは申立てのあった取引の過程、使用または取引慣行に起因する保証または条件を含みますが、これらに限定されないあらゆる明示または黙示の保証を否認します。さらに、当社は、本ソフトウェアが中断なく動作すること、エラーが生じないこと、または本ソフトウェアの瑕疵が修正可能であるまたは今後修正されることを保証するものではありません。免責当事者またはその権限のある代表者が、口頭または書面により情報または助言を提供しても、これにより保証が提供されるものではありません。特定の法域の法律においては、黙示の保証の否認は認められていません。お客様がこれらの法律の適用を受ける場合、上記の免責、除外または制限事項の一部または全部がお客様に適用されないことがあり、また、お客様は、別の権利を有することがあります。

7.3 **危険度の高いアプリケーション** 本ソフトウェアは、これに障害が生じた場合に直接死亡、人身傷害または重度の身体的損害もしくは重大な環境損害につながる可能性のある核施設、航空機ナビゲーション、医療若しくは通信システム、航空管制、直接的生命維持装置または武器システムの運営など、耐障害性またはフェイルセーフ機能を要する環境において使用するために設計もしくは製造されるものではなく、またはこのような使用が意図されるものでもありません(「危険度の高いアプリケーション」)。当社およびそのサプライヤーは、危険度の高いアプリケーションの適合性についての明示または黙示の保証を明確に否認します。

8. **存続条項** 第2条乃至第5条、第6条(最終文)、第7.2条乃至第7.3条、および第10条は、EULA終了後も有効に存続するものとします。

9. **修正** 当社は、その独自の裁量により、修正条項を<https://www.aws.amazon.com/legal/elemental-appliances-software-eula>、または本ソフトウェアの更新版もしくはアップグレード版に掲載した上、いつでも、EULAを修正することができます。お客様は、修正後のEULAの効力発生日後も引き続き本ソフトウェアを使用した場合には、この拘束を受けることに同意されたこととなります。この修正に同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアの使用を中止し、EULAを解除しなければなりません。

10. **雑則**

10.1 お客様が、<https://aws.amazon.com/legal/elemental-appliances-software-agreement>より入手可能なAWS Elemental製品およびソフトウェアのサービス利用規約(「AWS Elemental Appliances and Software Terms of Service」)またはお客様がAWS Elemental製品およびサービスを購入および使用した際に適用さ

れる、お客様とAWS Elemental間のその他書面による契約(当社が随時行う更新を含みます)の適用を受ける場合、EULAおよび現行のAWS Elemental製品およびソフトウェア利用規約との間に矛盾または齟齬がある場合には、EULAが優先するものとします。

10.2 お客様が、AWS Elemental製品およびソフトウェア利用規約の適用を受けない場合には、次の追加条件が適用されます。

- (a) 譲渡 お客様は、当社の事前の書面による同意なく、EULAまたはこれに基づくお客様の権利義務を譲渡その他移転しないものとします。本第10.2条(a)に違反して譲渡または移転を行った場合は、これを無効とします。上記定めに従い、EULAは、両当事者ならびにそれぞれの認められた承継人および譲受人を拘束し、これらの利益のために効力を生ずるものとします。
- (b) 準拠法 EULA、ならびにお客様および当社間において生ずるあらゆる紛争は、抵触法に関する規定にかかわらず、ワシントン州法に準拠するものとします。国際物品販売契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)および統一コンピュータ情報取引法は、EULAには適用されません。
- (c) 紛争 お客様による本ソフトウェアの購入もしくは使用、またはAWS Elementalにより販売もしくは頒布される製品もしくはサービスに何らかの関連性のある紛争または請求は、裁判所ではなく、第10.2条(c)に定める拘束力ある仲裁により解決するものとします。ただし、お客様の請求が基準を満たしており、少額裁判所に請求を提起することができるときは、この限りではありません。連邦仲裁法およびその他の仲裁法令がEULAに適用されます。仲裁には裁判官も陪審もなく、裁判所による仲裁裁定の再審理は限定されています。ただし、仲裁人は、裁判所と同一の損害賠償および救済(差止救済および宣言的救済または法定損害賠償を含みます。)を個別に認めることができ、裁判所と同様に、EULAの条件に従わなければなりません。仲裁手続を開始するには、お客様は、請求内容を記載した仲裁申立書を、当社の登録代理人であるCorporation Service Company(300 Deschutes Way SW, Suite 304, Tumwater, WA 98501)に送付しなければなりません。仲裁は、米国仲裁協会(AAA)がその規則(www.adr.orgから、または1-800-778-7879に電話の上入手することができます。)に基づき実施します。申立料、管理手数料および仲裁料の支払は、AAAの規則に準拠して行います。当社は、仲裁人が申立てに根拠がないと判断した場合を除き、合計10,000ドル未満の申立て関連手数料を払い戻します。当社は、仲裁人が申立てに根拠がないと判断した場合を除き、仲裁に要した弁護士報酬および費用を請求いたしません。お客様は、電話により、提出書面に基づいて、または相互に合意した場所において仲裁を実施することができます。当社およびお客様は、いずれの紛争処理手続も、集団訴訟、共同訴訟または代表訴訟ではなく、もっぱら個別に実施されることに同意します。理由の如何を問わず、申立てが仲裁ではなく裁判所に提起された場合、当社およびお客様は、陪審裁判を受ける権利を放棄するものとします。上記事項にかかわらず、当社およびお客様は、自らが、知的財産権の侵害その他濫用の禁止を求めて、裁判所に訴訟を提起することができることに同意します。

- (d) 不可抗力 当社およびその関係会社は、当社の合理的支配の及ばない原因に起因してEULAに定める義務の履行遅滞または不履行が生じた場合には、これについて責任を負いません。当該合理的支配の及ばない原因には、天災地変、労働争議その他産業騒乱、停電、公共施設の破損その他通信障害、地震、暴風雨その他自然現象、封鎖、通商禁止、暴動、政府の行為もしくは命令、テロ行為または戦争が含まれます。
- (e) データプライバシー 当社は、もっぱら<https://www.elemental.com/privacy> (および後継サイトまたは当社が指定する関連サイト)に掲示するAWS Elementalプライバシー通知(当社が随時行う更新を含みます。)に従い、アカウント情報(以下に定義します。)を使用し、お客様は当該使用に同意するものとします。さらにお客様は、お客様により提供されたアカウント情報を含む個人情報、お客様の居住国または居住法域外の国または法域に移転される可能性があること、および当該情報の移転先国または移転先法域の法令に基づきかかる情報に与えられる保護が、お客様の居住国または居住法域において与えられる保護と比べ、これと同等でないか、または保護が薄い可能性があることを確認し、これに同意するものとします。お客様は、自ら行う自社従業員の個人情報の作成、収集、受領、アクセス、使用、保管、処分、移転および開示が、全ての適用される連邦、国家、州、地方自治体および現地のプライバシーおよびデータ保護関連法ならびにその他全ての適用される規則および指令に準拠しており、今後も準拠すること、また、お客様がかかる法律により要求される全ての同意を取得していることを表明し、これを保証するものとします。「アカウント情報」とは、お客様が、EULAに関連して当社に提供するお客様に関する情報をいいます。たとえば、アカウント情報には、お客様のAWS Elementalアカウントに関連する氏名、ユーザ名、電話番号、電子メールアドレスおよび請求情報が含まれます。
- (f) 通知 当社は、その時点においてお客様のアカウントに関する電子メールアドレスにメッセージを送信して、EULAに定めるお客様への通知を行うことができます。当社が電子メールで送信する通知は、当該電子メールの送付時点において有効となります。お客様は、自らの責任において、自己の電子メールアドレスを更新するものとします。お客様は、実際に電子メールを受信したか否かにかかわらず、当社が当該電子メールを送信した時点において、その時点においてお客様のアカウントに関する電子メールアドレスに送信された電子メールを受信したものとみなされます。お客様は、EULAに定める通知を行うには、以下の郵送先住所に、手交、宅配便、書留郵便または配達証明付き郵便で当社に連絡するものとします。通知は、手交による場合は即時に、宅配便による場合は、発送されてから1営業日後に、書留郵便または配達証明付き郵便による場合は、発送されてから3営業日後に効力を生じます。

AWS Elemental
1320 SW Broadway, Suite 400
Portland, OR 97201

宛名 : Legal Department

EULAにより要求されまたは認められる通知の写しの送付先は、次のとおりとします。

Amazon.com, Inc.

宛名 : General Counsel

P.O. Box 81226 Seattle, WA 98108-1226

ファックス: (206) 266-7010

電子メール: contracts-legal@amazon.com

- (g) 独立契約者および非独占的権利 当社およびお客様は独立契約者であり、EULAにより、パートナーシップ、合併事業、代理人または雇用関係が築かれるものと解釈されることはありません。いずれの当事者も、また、それぞれの関係会社も、目的を問わず、他方当事者の代理人ではなく、または他方当事者を拘束する権限はありません。
- (h) 言語 EULAに基づく連絡および通知は全て英語で行わなければなりません。当社が、EULAの翻訳を提供した場合において英語版との間に矛盾が生じたときは、英語版が優先するものとします。
- (i) 守秘義務および公表 お客様は、EULAに基づき認められたお客様による本ソフトウェアの使用に関連する場合に限り、AWS Elementalの秘密情報を使用することができます。お客様は、EULAの有効期間中またはその後5年間は常に、AWS Elementalの秘密情報を開示しないものとします。お客様は、少なくとも、自らの同様の秘密情報を保護するために講ずる措置を含む、AWS Elementalの秘密情報の開示、拡散または不正使用を回避するあらゆる合理的措置を講ずるものとします。お客様は、EULAまたはお客様による本ソフトウェアの使用に関して、プレスリリースを公表したり、その他広報を行ってはなりません。
- (j) 第三者受益者の不存在 第3条、第5条および第10.2条(i)~(p)に定める場合を除き、EULAは、その当事者以外の個人または事業体の第三者受益権を設定することはありません。
- (k) 製品の利用条件 製品の利用条件は、お客様による特定のソフトウェア、ハードウェア、機器、またはお客様に提供されるその他の製品およびサービスの使用に適用されます。「製品の利用条件」とは、<http://aws.amazon.com/legal/elemental-appliances-software-product-terms> (および後継サイトまたは当社が指定する関連サイト)に掲示する権利と制限を意味します(当社が随時行う更新を含みます)。
- (l) 補償 - 一般条項 お客様は、(i)お客様による本ソフトウェアのダウンロード、インストール、使用、複製もしくは頒布(デバイス、ソフトウェアその他のアイテムと組み合わせて行う場合を含みます。)、(ii)本ソフトウェアの不正使用、または(iii)EULAもしくは適用法令の違反に関する第三者の申立てに起因してもしくはこれに関連して生じた請求、損害、損失、責任、費用および経費(合理的な弁護士報酬を含みます)について、防御し、補償し、当社、その関係会社およびライセンサー、ならびにそれぞ

れの従業員、役員、取締役および代表者に何らの損害も与えないものとします。お客様は、本第10.2条(l)に定める第三者の申立てに関連する第三者の召喚状その他法律上の強制命令または訴訟に対応するために費やした当社の合理的弁護士報酬、ならびに当社従業員および請負人の実費を、その時点において有効な当社の時間給により当社に弁済するものとします。

(m) 補償 - 知的財産権

- (i) 本第10.2条(m)～(o)の制限に従い、当社は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害しまたは不正使用しているとの第三者の申立てから、お客様ならびにその従業員、役員および取締役を防御し、不利な最終判決または最終和解に至った場合には、これにより生じた額を支払います。
- (ii) 本第10.2条(m)～(o)条の制限に従い、お客様は、自ら本ソフトウェアを使用して処理し、別のコードに変換または送信したコンテンツ(「お客様コンテンツ」)が第三者の知的財産権を侵害しまたは不正使用しているとの第三者の申立てから、当社、その関係会社ならびにその各々の従業員、役員および取締役を防御し、不利な最終判決または最終和解に至った場合には、これにより生じた額を支払います。
- (iii) 当社は、本ソフトウェアを、場合に応じてその他製品、サービス、ソフトウェア、データ、コンテンツまたは手法と組み合わせたことにより権利侵害が生じた場合には、これに起因する本第10.2条(m)条に基づく義務または責任を負いません。さらに、当社は、お客様もしくは第三者が本ソフトウェアを目的外に使用し、または当社がかかる使用の中止をお客様に通知した後、これを使用したときは、これに起因して生じた義務または責任を負いません。
- (iv) 第10.2条(m)(i)の対象となる請求については、当社は、その選択により、(A)権利侵害の申立てのあった本ソフトウェアの一部を使用する権利を取得し、(B)権利侵害の申立てのあった本ソフトウェアの一部を、権利侵害のない代替品と交換し、(C)権利侵害の申立てのあった本ソフトウェアの一部を変更して、権利侵害が生じないようにし、または(D)上記措置のいずれも、取引上合理的な条件により実施することができない場合には、(X)権利侵害が生じている本ソフトウェアの返品を認め、および/もしくは権利侵害の生じている本ソフトウェアを使用するライセンスを終了し、かつ、(Y)権利侵害の生じている本ソフトウェアの購入価格の残額について、本ソフトウェアの引渡し時から3年間にわたり定額減価償却法に基づき計算した比例按分額をお客様に返金します。
- (v) 本第10.2条(m)は、本ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害しているとの当該第三者からの申立てについて、お客様が利用することのできる唯一かつ排他的な救済および当社が負う唯一の責任について定めるものです。

(n) 補償 - プロセス 本第10.2条(l)～(n)に基づく義務は、防御または補償を求める当事者が、(i)相手方当事者に当該申立てにつき速やかに書面による通知を行い、(ii)相手方当事者が当該申立ての

防御および解決方法の決定をすることを認め、また(iii)当該申立ての防御および解決にあたり、相手方当事者に(相手方当事者の費用負担において)合理的協力を行う場合に限り適用されるものとします。いずれの当事者も、いかなる場合においても、相手方当事者の事前の書面による同意なく、相手方当事者による約束または積極的行為(金銭の支払いを除きます。)の履行を要する申立ての和解には同意しないものとします。

- (o) **免責事項** 免責当事者は、(A)間接的、付随的、特別の、派生的または懲罰的損害、(B)お客様のコンテンツの価値、(C)利益、収益、顧客、機会もしくはのれんの喪失、または(D)ソフトウェア、サポートサービスもしくは専門サービスの利用不能については、当社が、当該損害の発生可能性を知らされていても、またはこれを知っていたはずであっても、お客様に対し、いかなる訴因または責任理論に基づく責任も負わないものとします。
- (p) **損害賠償限度額** 第10.2条(m)に基づく支払義務を除き、EULAに基づく当社およびその関係会社の責任の総額は、10,000ドルまたは関連する申立て発生日直前の12ヵ月間に該当する本ソフトウェアライセンスについて当社が受領した額のいずれか低い額を超えないものとします。
- (q) **輸出、輸入および政府の規制** お客様は、本ソフトウェアには米国の輸出管轄権が適用されることを確認するものとします。お客様は、その法域において、本ソフトウェアのダウンロード、インストールおよび使用に適用される全ての適用法令を遵守することについて全責任を負うものとします。お客様は、本ソフトウェアまたは本ソフトウェアを含むコンピュータ機器もしくはデバイスを、米国その他政府が実施する全てのエンドユーザ、エンドユース規制および仕向地制限を含む、当該輸出、再輸出または送信が制限されまたは禁止されている国、個人、法人、組織または事業体(国連、米国国務省、財務省もしくは商務省、欧州連合その他所轄政府当局が実施する制裁または通商禁止の対象となる国、個人、法人、組織または事業体を含みます。)に直接または間接的に輸出、再輸出、送信し、またはこれを輸出、再輸出または送信させないものとします。お客様は、お客様自身およびお客様の金融機関が制裁を受けておらず、また、国連安全保障理事会や米国政府(米国財務省の特定国籍業者リスト、制裁回避者リストおよび米国商務省の制裁対象者リストなど)、欧州連合もしくはその加盟国その他所轄政府当局が保有するリストを含みますが、これらに限定されない禁止措置または制限措置を受けている当事者リストに掲載されていないこと、または、当該当事者に所有もしくは支配されていないことを表明し、これを保証します。お客様は、本ソフトウェアを発送先国から移転する場合、暗号化または認証などの本ソフトウェアの特定の機能は、使用、輸入または輸出制限の対象となる可能性があること、また、お客様は、当該適用制限を遵守する責任を負うことを了解するものとします。本ソフトウェアは、これに通常適用される権利および制限付きの「市販品」、「商用コンピュータソフトウェア」、「商用コンピュータソフトウェア・ドキュメンテーション」、および「技術データ」として米国政府に提供します。お客様が米国政府に代わり本ソフトウェアを使用している場合であって、

これらの条件が米国政府のニーズを満たしていない場合、またはいずれかの点において連邦法に矛盾している場合、お客様は直ちに本ソフトウェアの使用を中止するものとします。「市販品」、「商用コンピュータソフトウェア」、「商用コンピュータソフトウェア・ドキュメンテーション」、および「技術データ」の用語は、連邦調達規則および国防総省調達規則補遺に定義されています

11. 完全合意および可分性 お客様が、EULAの条件に矛盾する本ソフトウェアに関する書面による契約を別途締結し、お客様および権限ある当社代表者がこれに署名をした場合を除き、お客様は、EULAが、本ソフトウェアの使用に関するEULA締結前の書面または口頭による全ての合意事項、保証事項または表明事項に優先することに同意するものとします。EULAのいずれかの条項(またはその一部)が無効または執行不能であることが判明した場合、残存条項(有効期間内におけるその他有効な部分を含みます。)は、有効に存続するものとします。お客様は、EULAを読み、これを理解し、EULAの条件に拘束されることに同意すること、および、EULAは、お客様と当社との間における本ソフトウェアに関する合意事項の完全かつ排他的な記載であることを確認するものとします。当社が、お客様にEULAの厳格な遵守を主張または強制しなかった場合であっても、当社はその権利を放棄するものではありません。